

条例に盛り込む内容案（事務局作成）	市民検討会で出された意見	条例に盛り込む内容	条例原案
<p>【市民活動団体の役割】 ○自主的かつ自発的な非営利の公益的活動を行う市民活動団体は、その特性と専門性を生かし、まちづくりに貢献するよう努める</p> <p>○市民活動団体は、自らの活動が広く市民に理解され活動の輪が広がるよう情報発信に努める</p> <p>○市民活動団体は、他の市民活動団体及び市と連携を図るよう努める</p> <p>【市民活動への支援】 ○市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民に対し市民活動団体の活動の周知啓発を推進する</p> <p>○市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進する</p> <p>○市は、市民活動を促進するために市民活動団体に対し適切な支援策を講じるよう努める</p> <p>○市は、市民活動を促進するため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンター機能の充実に努める</p> <div data-bbox="210 1297 825 1900" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>この条例において定義している市民活動は、広義の非営利活動ではなく、限定的に公益性のある社会貢献活動を行う狭義の意味を規定したものです。こうした狭義の市民活動を行う団体においては、個々の目的や考えに基づき多様な市民活動団体の活動が可能であり、法律や制度に基づく事務手続きもそれほど必要でないため、迅速で起動力のある公共サービスを提供することができるなどの特性があります。また、活動のテーマも特化されているため、専門性が高めやすく、そういった人材を集めやすいといったこともあります。このため、特性、専門性といった表現はそのまま生かすことにしたいと考えます。</p> </div>	<p>①市民活動団体の役割について</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の専門性は何を基準にするのか、特性と専門性の違いが明確でない。 条文に特性・専門性といった表現があると市民活動団体になるハードルが高くなる。 市民活動団体への強制といった意味合いが生じるのではないか。 型にはめてしまうと市民活動団体の活動の足かせになるのではないか。 市民活動団体が縛りなく活動するためには団体登録しない方がいい。 市民活動団体が自ら情報発信をしなければならないのか。 市民活動団体の連携の相手は様々なまちづくりの主体の方がいいのではないか。 <p>②市民活動への支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> 連携、協力とは具体的にどういったことか。市民活動団体が連携を図るためにはコーディネーター役が必要ではないか。 これから設立する団体への支援（相談窓口など）も必要ではないか。 適切な支援策とはどの範囲までを言うのか。 「努める」の表現は消極的、推進するに変えたほうが善い。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動推進のための市民の役割が必要ではないか。 	<p>【市民活動団体の役割】 ○自主的かつ自発的な非営利の公益的活動を行う市民活動団体は、その<u>特性と専門性</u>を生かし、まちづくりに貢献するよう努める</p> <p>○市民活動団体は、自らの活動が広く市民に理解され活動の輪が広がるよう情報発信に努める</p> <p>○市民活動団体は、<u>まちづくりの主体である市民、地域コミュニティ組織等及び市と連携</u>を図るよう努める</p> <div data-bbox="1875 747 2496 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市民活動団体がそれぞれの活動内容や実績を情報発信し団体登録することによって、市民の認知度が高まり、団体への参加者の増や他団体とのネットワークとともに、行政からの支援（市民活動サポートセンターの活用や市民活動補助制度の活用）も受けやすくなると考えられます。</p> </div> <p>【市民活動への支援】 ○市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民に対し市民活動団体の活動の周知啓発を推進する</p> <p>○市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進する</p> <p>○市は、市民活動を促進するために市民活動団体に対する<u>適切な支援策の推進を図る</u></p> <p>○市は、市民活動を促進するため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンター機能の充実に努める</p>	<p>市民活動サポートセンター機能の充実によって対応を進めたいと考えます。（設立初期の市民活動団体等を対象とした「ステップアップ補助金」制度があります。）</p> <p>現行の市民活動サポートセンター機能、市民活動補助制度の他、具体的な支援策については、要綱などにおいて別に定めることとしています。</p> <p>市民の役割において、「協働のまちづくりに自主的、自発的参加、協力する」ことが定められているため、市民活動への支援についても、市民の役割の中で包含されていることから、条文には追加しないこととします。 ※参考：「市民の役割」及び「協働のまちづくり」の定義</p>

